毎週火・金曜日発行

山口県報

令和３年
４月27日
（火曜日）

目次

○告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……三
土地改良区定款変更の認可（農村整備課）……五
公有水面の埋立ての免許の出願（港湾課）……五
○公告
一般競争入札の実施（厚政課）……七
土地改良区役員の届出（農村整備課）……八
土地改良事業の工事の完了（農村整備課）……八
公共測量の実施の終了（監理課）……八
契約の締結（物品管理課）……九

告示

山口県告示第百四十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年四月二十七日から同年五月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和三年四月二十七日

山口県知事　村岡嗣政

一　申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称　東ソー・ファインケム株式会社
住所　周南市開成町四九八八番地
二　工場又は事業場の名称及び所在地
名称　東ソー・ファインケム株式会社第三工場
所在地　周南市開成町四九八八番地
三　特定施設に関する事項
(一)　種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造				使用の方法		
	能力	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要
一七－ロ（二基）	一二・五（kg／時）	令和三、五、一八	令和三、五、三一	令和三、六、一五	連続	二四時間	変動なし
一七－ロ	四・二（m³／時）	〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考　「一七－ロ」とは、ダイオキシン類特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二第十七号のフロン類の破壊の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二)　排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値 水素イオン濃度（水素指数） 通常	最大	化学的酸素要求量（mg／ℓ） 通常	最大	浮遊物質量（mg／ℓ） 通常	最大	窒素（mg／ℓ） 通常	最大	燐（mg／ℓ） 通常	最大	汚水等の一日当たりの量（㎥） 通常	最大
一七一ロ（二基）	二	一～二	一二	三二	一	二	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	八・二	八・二
一七一ロ	一二	一二～一三	〃	〃	二	三	三	四	〃	〃	一・二	一・二

備考　(一)の表の備考は、この表について準用する。

四　汚水等の処理施設に関する事項

(一)　種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力（㎥／日）	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
排水処理塔	樹脂ライニング・鋼板製	七二	活性炭吸着	連続	二四時間	変動なし	（既設）		
排水処理設備	コンクリート製・鋼板製	七二	中和・凝集沈殿	〃	〃	〃	（既設）		

(二)　処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目	汚水等の汚染状態の値 水素イオン濃度（水素指数） 通常	最大	化学的酸素要求量（mg／ℓ） 通常	最大	浮遊物質量（mg／ℓ） 通常	最大	鉱油類（mg／ℓ） 最大	窒素（mg／ℓ） 通常	最大	燐（mg／ℓ） 通常	最大	汚水等の一日当たりの量（㎥） 通常	最大
排水処理塔	処理前	三	二～三	七	二〇	一	二	検出せず	一	一	検出せず	検出せず	五七・七	六四・一
	処理後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
排水処理設備	処理前	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	処理後	六・五	五・五～八・五	〃	一四	一〇	三〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

五　排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水口	水素イオン濃度（水素指数） 通常	水素イオン濃度（水素指数） 最大	化学的酸素要求量（mg／ℓ） 通常	化学的酸素要求量（mg／ℓ） 最大	浮遊物質量（mg／ℓ） 通常	浮遊物質量（mg／ℓ） 最大	鉱油類（mg／ℓ） 最大	窒素（mg／ℓ） 通常	窒素（mg／ℓ） 最大	燐（mg／ℓ） 通常	燐（mg／ℓ） 最大	排出水の一日当たりの量（m³） 通常	排出水の一日当たりの量（m³） 最大
No.１排水口	七	六～九	二九	二九	一〇	一〇	一	一七	一七	〇・四	〇・四	九〇〇	九〇〇
No.２排水口	〃	〃	二二	二二	〃	〃	検出せず	二〇	二〇	一	一	一〇	一〇
No.３排水口	七・一	五・五～八・五	七	一二	〃	二〇	〃	二	二	〇・五	〇・五	一二八・七	一三五・一

山口県告示第百四十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年四月二十七日から同年五月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和三年四月二十七日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称　東ソー・ファインケム株式会社

住　　所　周南市開成町四九八八番地

二　工場又は事業場の名称及び所在地

名　称　東ソー・ファインケム株式会社第三工場

所在地　周南市開成町四九八八番地

三　特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十一号のメタン誘導品製造業の用に供するフロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設、同表第四十一号の香料製造業の用に供する洗浄施設、同表第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第七十一号の六のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二第十七号のフロン類の破壊の用に供する廃ガス洗浄施設

四　変更しようとする事項の内容

特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一)　汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

種類	排水処理塔		排水処理設備	
項目	変更前	変更後	変更前	変更後
構造	樹脂ライニング・鋼板製	〃	コンクリート製・鋼板製	〃
能力（m³／日）	三〇	七二	五〇	七二
処理の方式	活性炭吸着	〃	中和・凝集沈殿	〃
使用時間間隔	連続	〃	〃	〃
一日当たりの使用時間	二四時間	〃	〃	〃
季節的変動の概要	変動なし	〃	〃	〃
工事着手予定年月日	（既設）			
工事完成予定年月日				
使用開始予定年月日				

(二)　処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類			排水処理塔				排水処理設備			
項目			処理前		処理後		処理前		処理後	
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	三	〃	〃	〃	〃	〃	六・五	〃
		最大	二～三	〃	〃	〃	〃	〃	五・五～八・五	〃
	化学的酸素要求量（mg／ℓ）	通常	一二	七	一二	七	一二	七	九	七
		最大	三二	二〇	三二	二〇	三二	二〇	一九	一四
	浮遊物質量（mg／ℓ）	通常	一	〃	〃	〃	〃	〃	一〇	〃
		最大	二	〃	〃	〃	〃	〃	三〇	〃
	鉱油類（mg／ℓ）	最大	検出せず	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	窒素（mg／ℓ）	通常	五	一	五	一	五	一	二	一
		最大	五	一	五	一	五	一	二	一
	燐（mg／ℓ）	通常	検出せず	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		最大	検出せず	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
汚水等の一日当たりの量（m³）		通常	二〇・七	五七・七	二〇・七	五七・七	二〇・七	五七・七	二〇・七	五七・七
		最大	二七・一	六四・一	二七・一	六四・一	二七・一	六四・一	二七・一	六四・一

五　排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水口			
項目			
排出水の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	
		最大	
	化学的酸素要求量（mg／ℓ）	通常	
		最大	
	浮遊物質量（mg／ℓ）	通常	
		最大	
	鉱油類（mg／ℓ）	最大	
	窒素（mg／ℓ）	通常	
		最大	
	燐（mg／ℓ）	通常	
		最大	
排出水の一日当たりの量（m³）		通常	
		最大	

No.1 排水口		No.2 排水口		No.3 排水口	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
七	〃	〃	〃	七・一	〃
九〜六	〃	〃	〃	五・五〜八・五	〃
二九	〃	二二	〃	七	〃
二九	〃	二二	〃	一五	一一
一〇	〃	〃	〃	一〇	〃
一〇	〃	〃	〃	三〇	二〇
一	〃	検出せず	〃	〃	〃
一七	〃	二〇	〃	二	〃
一七	〃	二〇	〃	二	〃
〇・四	〃	一	〃	〇・五	〃
〇・四	〃	一	〃	〇・五	〃
九〇〇	〃	一〇	〃	四一・七	二八・七
九〇〇	〃	一〇	〃	四八・一	一三五・一

山口県告示第百四十三号

　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

　　令和三年四月二十七日

山口県知事　村　岡　嗣　政

　土地改良区の名称　　　認可年月日
山口市阿知須土地改良区　　令和三、四、一四

山口県告示第百四十四号

　公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

　同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、令和三年四月二十七日から同年五月十七日までの間、山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び周防大島町役場建設課において公衆の縦覧に供する。

　　令和三年四月二十七日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　埋立区域

　㈠　位置

大島郡周防大島町大字伊保田字両源田一一〇八の一から同大字字雨振東一一〇〇九の三までに沿接する県道油田港線地先公有水面

　㈡　区域

　次の1の地点から33の地点までを順次結んだ線及び1の地点と33の地点を結ぶ令和二年秋分の満潮位（D．L．＋三・一七メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点　大島郡周防大島町大字伊保田字雨振の雨振四等三角点（北緯三三度五六分三四・五〇七秒東経一三二度二七分三二・八四四秒）（以下「基準点」という。）から二八度三一分五八秒三五一・〇六メートルの地点
2の地点　1の地点から二九三度五七分〇三秒二・四五メートルの地点
3の地点　2の地点から一九度二七分二七秒三・六一メートルの地点
4の地点　3の地点から九度五六分五七秒四・〇一メートルの地点
5の地点　4の地点から五度三八分〇五秒四・七七メートルの地点
6の地点　5の地点から五度三七分五九秒一〇・〇〇メートルの地点
7の地点　6の地点から五度三八分二〇秒一〇・〇〇メートルの地点
8の地点　7の地点から五度三四分五四秒一〇・二二メートルの地点
9の地点　8の地点から一〇度三三分五七秒一〇・九二メートルの地点
10の地点　9の地点から二二度〇八分一四秒一二・〇五メートルの地点
11の地点　10の地点から三八度五〇分二〇秒一一・七三メートルの地点
12の地点　11の地点から五六度二九分五九秒一二・〇六メートルの地点
13の地点　12の地点から七四度二六分五八秒一二・〇六メートルの地点
14の地点　13の地点から九三度四四分五二秒一四・二三メートルの地点
15の地点　14の地点から一〇七度五九分五五秒九・〇二メートルの地点
16の地点　15の地点から一一五度四六分四四秒一三・八八メートルの地点

17の地点　16の地点から一一七度四一分〇五秒六・八〇メートルの地点
18の地点　17の地点から一一七度四〇分三四秒一一・五三メートルの地点
19の地点　18の地点から一一七度二七分五八秒八・三九メートルの地点
20の地点　19の地点から一一五度五三分四九秒九・七一メートルの地点
21の地点　20の地点から一一二度二二分五二秒九・四八メートルの地点
22の地点　21の地点から一〇七度一三分二二秒八・六九メートルの地点
23の地点　22の地点から一〇〇度一九分一四秒九・七三メートルの地点
24の地点　23の地点から九二度五六分〇七秒九・一六メートルの地点
25の地点　24の地点から八五度四六分三〇秒九・一六メートルの地点
26の地点　25の地点から七九度三〇分三五秒六・八七メートルの地点
27の地点　26の地点から七二度四八分三八秒一一・六五メートルの地点
28の地点　27の地点から六七度一四分四一秒九・五五メートルの地点
29の地点　28の地点から六四度二一分二四秒九・七七メートルの地点
30の地点　29の地点から六三度一八分一四秒一一・二九メートルの地点
31の地点　30の地点から六三度一八分〇八秒八・八三メートルの地点
32の地点　31の地点から六三度二二分四七秒一〇・六〇メートルの地点
33の地点　32の地点から一五九度一九分五七秒一・六一メートルの地点

(三)　面積

二、七二二・九〇平方メートル

二　埋立てに関する工事の施行区域

(一)　位置

大島郡周防大島町大字伊保田字両源田一一〇〇七の一、一一〇〇七の三、一一〇〇八の一、一一〇〇八の三及び一一九二五、同大字字雨振東一一〇〇九の三、一一〇〇九の五、一一〇〇九の六及び一一〇一〇並びに同大字字両源田一一〇〇八の二から同大字字雨振東三四六の一までに沿接する県道油田港線地内並びに同大字字両源田一一〇〇八の二から同大字字雨振東三四六の一までに沿接する県道油田港線地先公有水面

(二)　区域

次の①の地点から㉙の地点までを順次結んだ線及び①の地点と㉙の地点を結んだ線に囲まれた区域

①の地点　基準点から三〇度一六分五五秒三三九・四五メートルの地点
②の地点　①の地点から二八四度一七分一四秒一三・九五メートルの地点
③の地点　②の地点から二三〇度一四分二一秒六・七四メートルの地点
④の地点　③の地点から二五五度〇五分四五秒一一三・五三メートルの地点
⑤の地点　④の地点から七度〇四分五二秒五二・一八メートルの地点
⑥の地点　⑤の地点から三五九度五二分一七秒七一・七二メートルの地点
⑦の地点　⑥の地点から一九度一三分三四秒四五・〇一メートルの地点
⑧の地点　⑦の地点から三二度二八分一二秒四一・一八メートルの地点
⑨の地点　⑧の地点から四九度三八分五二秒三五・五五メートルの地点
⑩の地点　⑨の地点から五八度五四分一六秒三二・四九メートルの地点
⑪の地点　⑩の地点から七四度五二分五三秒五三・〇九メートルの地点
⑫の地点　⑪の地点から九六度〇一分三六秒六六・〇九メートルの地点
⑬の地点　⑫の地点から一二〇度一〇分五九秒六一・〇九メートルの地点
⑭の地点　⑬の地点から六三度三二分二一秒一〇〇・二一メートルの地点
⑮の地点　⑭の地点から一七三度三七分一一秒五六・九〇メートルの地点
⑯の地点　⑮の地点から一七七度二七分五七秒七四・五四メートルの地点
⑰の地点　⑯の地点から一七四度四三分一一秒一〇・七七メートルの地点
⑱の地点　⑰の地点から二八九度〇三分五八秒五・〇八メートルの地点
⑲の地点　⑱の地点から二六四度五五分五二秒一・七〇メートルの地点
⑳の地点　⑲の地点から二三九度三二分四一秒一五・四三メートルの地点
㉑の地点　⑳の地点から二一〇度四三分三七秒七・三一メートルの地点
㉒の地点　㉑の地点から二二九度五五分三三秒九・五九メートルの地点
㉓の地点　㉒の地点から二六四度〇五分三一秒一二・七八メートルの地点
㉔の地点　㉓の地点から二四七度〇九分一二秒六七・六四メートルの地点
㉕の地点　㉔の地点から二八九度二六分二二秒七七・四七メートルの地点
㉖の地点　㉕の地点から二九二度五九分一一秒一八・二一メートルの地点
㉗の地点　㉖の地点から二四三度一九分二〇秒二一・五八メートルの地点
㉘の地点　㉗の地点から二〇〇度一五分四六秒四五・六〇メートルの地点
㉙の地点　㉘の地点から一九九度一六分五三秒一〇・九二メートルの地点

(三)　面積

五九、六八二・六〇平方メートル

三　埋立地の用途

道路用地

四　出願人

山口市滝町一番一号
山口県
山口県知事　村岡　嗣政

五　出願の年月日

令和三年三月三十日

公告

(一二三) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和三年四月二十七日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一 入札に付する事項

(一) 物品等の名称及び数量

次に掲げる物品等の購入

高速液体クロマトグラフ質量分析装置　一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和三年八月十日

(四) 納入場所

山口県環境保健センター葵庁舎

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和三年山口県告示第四十七号）に基づく資格審査において、理化学機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和三年四月二十七日から同年六月十日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市葵二丁目五番六七号　山口県環境保健センター葵庁舎総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県環境保健センター葵庁舎総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県環境保健センター葵庁舎総務課

(三) 受領期限

令和三年六月九日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和三年六月十日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市葵二丁目五番六七号　山口県環境保健センター葵庁舎大会議室

(二) 日時

令和三年六月十日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づ

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十　その他

㈠　契約担当者

山口県環境保健センター所長　調　恒明

㈡　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

㈢　契約書の作成の要否

要

㈣　契約保証金

免除する。

㈤　この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和三年五月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三―九三三―三九六〇）に申請書を提出すること。

㈥　詳細については、山口県環境保健センター葵庁舎総務課（電話〇八三―九二二―七六三〇）に問い合わせること。

十一　Summary

(1) Division in charge of the contract: General Affairs Division, Yamaguchi Prefectural Institute of Public Health and Environment

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: High Performance Liquid Chromatograph Mass Spectrometer (A device that is a combination of a liquid chromatograph (LC) and a mass spectrometer (MS).)

(3) Delivery period: August 10, 2021

(4) Delivery place: Aoi Yamaguchi Prefectural Government Office, Yamaguchi Prefectural Institute of Public Health and Environment, 2-5-67 Aoi, Yamaguchi City

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: General Affairs Division, Yamaguchi Prefectural Institute of Public Health and Environment, 2-5-67 Aoi, Yamaguchi City (Tel. 083-922-7630)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. Jun 9, 2021 (If brought in person: 10:00 A.M. Jun 10, 2021)

（一二四）　土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

令和三年四月二十七日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　就任した役員

土地改良区の名称	理事監事の別	氏名	住所
山口市阿知須土地改良区	監事	田邊　文雄	山口市阿知須九八三の二

二　退任した役員

土地改良区の名称	理事監事の別	氏名	住所
山口市阿知須土地改良区	監事	堅田　良登	山口市阿知須八〇四七

（一二五）　土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和三年四月二十七日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　事業の名称

県営柏木地区農村地域防災減災事業

二　工事完了の時期

令和二年十月九日

（一二六）　公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和三年四月二十七日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　作業の種類

公共測量（基準点測量及び水準測量）

二　作業の地域
防府市大字上右田
三　作業の期間
令和二年十二月二十二日から令和三年三月二十三日まで

（一二七）契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和三年四月二十七日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局物品管理課　山口市滝町一番一号
二　落札に係る物品等の名称及び数量
ヘリコプター救助用ホイスト装置　一式
三　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
四　落札者を決定した日
令和三年四月一日
五　落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社ジャムコ　東京都三鷹市大沢六丁目十一番二五号
六　落札金額
二千七百七十一万四千五百円
七　入札公告日
令和三年二月十九日
八　その他
㈠　契約担当者
山口県知事　村岡　嗣政
㈡　調達方法
購入
㈢　落札方式
最低価格

令和三年四月二十七日印刷
令和三年四月二十七日発行

発行所　山口県庁
発行人　山口県知事